



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

厚生労働省

平成29年労働災害動向調査 (総合工事業調査 下半期)

調査票記入要領

必ずお読みください

- この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありません。
- 「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、1月～6月を上半期、7月～12月を下半期として年に2回実施しています。※今回は下半期についてご回答ください。
- 下記の調査対象期間について、本紙中面の記入要領に沿って調査票にご記入の上、同封の返信用封筒を使って、厚生労働省宛て、下記の提出期日までに到着するよう、ご提出をお願いします。
- インターネットからオンライン回答を行うことも可能です。回答作業を簡素化できますので、ぜひ、ご利用ください。オンライン回答の場合は、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照の上、同じく本紙中面の記入要領に沿ってご入力ください。

※実労働日数および実労働時間数が「0」の場合、オンライン回答はできません。（中面右下を参照）

調査対象期間 … 平成29年7月～12月（下半期）

提出期日 … 平成30年1月22日（月）必着

調査票を記入する前に

- 1) この調査でいう「労働災害」とは、調査対象事業所で働く労働者の、業務遂行中に、業務に起因（従事している仕事や付随行為が原因）した負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および伝染病は除きます。
※なお、**通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）はこの調査から除きます。**
- 2) 労働災害に該当するか否かについては、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書（5号、7号）」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。調査票のご記入に当たっては、できるだけこれらの資料を確認した上でお願いします。
- 3) **今回の調査対象に選定されたのは、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。**該当する工事現場についてのみご回答ください。（中面中央上を参照）
- 4) 問5労働災害発生状況において労働災害による死傷者がいない場合は、各合計欄に「0」を記入するのみでかまいません。

調査票の記入が終わりましたら

- 1) 調査票各欄のご記入が終わりましたら、①記入事項が正しいか、②記入もれがないか、③記入担当者の氏名が所定の欄に記入してあるか、ご確認をお願いします。
- 2) 調査票は、同封の返信用封筒を使って、平成30年1月22日（月）までに到着するよう投函してください。
※オンラインによる回答の場合も、平成30年1月22日（月）までにご回答をお願いします。
- 3) 調査票の記入内容について、電話で照会する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 安全衛生第二係

電話 …… 03-5253-1111（内線）7669, 7661

受付時間… 9:30～17:00（12:00～13:00、土・日・祝祭日、年末年始を除く）

【表1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したのも含まれます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された 身体障害等級表 (下の表2参照。以下同じ)の 第1級～第3級 に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、 身体障害等級表 の 第4級～第14級 に該当する障害を残すもののことで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそう失ったもの b 身体の一部の機能を永久又は廃したもの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失わずに治ゆして、 身体障害等級表 の 第1級～第14級 に該当する障害を残さないものをいいます。

【表2】身体障害等級表

第1級	第7級	第11級
1 両眼が失明したもの	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 そしゃく及び言語の機能を廃したものの	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3の2 10歯以上に対し歯科補つを加えたもの
5 削除	4 削除	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
7 両上肢の用を全廃したものの	6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの	5 せき柱に変形を残すもの
8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの	6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
9 両下肢の用を全廃したものの	8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの	7 削除
第2級	9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの	11 両足の足指の全部の用を廃したものの	第12級
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	12 外貌に著しい醜状を残すもの	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	13 両側のこう丸を失ったもの	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの	第8級	3 7歯以上に対し歯科補つを加えたもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの	4 一耳の耳かくの大部分を欠損したものの
第3級	2 せき柱に運動障害を残すもの	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したものの	4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの	7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	5 一下肢を5センチメートル以上短縮したものの	8 長管骨に変形を残すもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	8の2 一手の小指を失ったもの
5 両手の手指の全部を失ったもの	7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの
第4級	8 一上肢に偽関節を残すもの	10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
1 両眼の視力が0.06以下になったもの	9 一下肢に偽関節を残すもの	11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	10 一足の足指の全部を失ったもの	12 局部にがん固な神経症状を残すもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの	第9級	13 削除
4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	14 外貌に醜状を残すもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの	2 一眼の視力が0.06以下になったもの	第13級
6 両手の手指の全部の用を廃したものの	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	1 一眼の視力が0.6以下になったもの
7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
第5級	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	2の2 正面視以外で複視を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の2 5歯以上に対し歯科補つを加えたもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの	7 一耳の聴力を全く失ったもの	4 一手の小指の用を廃したものの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
4 一上肢の用を全廃したものの	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	6 削除
5 一下肢の用を全廃したものの	8 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの	7 削除
6 両足の足指の全部を失ったもの	9 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの	8 一下肢を1センチメートル以上短縮したものの
第6級	10 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの	9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
1 両眼の視力が0.1以下になったもの	11 一足の足指の全部の用を廃したものの	10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの	第14級
3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	12 生殖器に著しい障害を残すもの	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	第10級	2 3歯以上に対し歯科補つを加えたもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	1 一眼の視力が0.1以下になったもの	2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	1の2 正面視で複視を残すもの	3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	3 14歯以上に対し歯科補つを加えたもの	5 削除
	3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	4 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
	5 削除	8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
	6 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの	9 局部に神経症状を残すもの
	7 一下肢を3センチメートル以上短縮したものの	10 削除
	8 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	
	9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	
	10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	

備考 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5 足指の用を廃したものととは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。